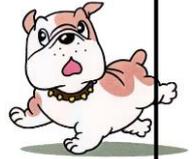


令和2年3月17日

News — Spot



「後見制度支援預金」の取扱い開始について

高松市瓦町1丁目9番地2
高松信用金庫
理事長 大橋 和夫

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高松信用金庫は、近年、後見人による不正（被後見人預金の使い込み）等が社会問題化していること、及び平成29年3月24日に政府が閣議決定した「成年後見制度利用促進基本計画」において、後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を金融機関団体や各金融機関において積極的に検討することが期待されていることに鑑み、家庭裁判所の「指示書」がなければ出金等ができない預金「後見制度支援預金」の取扱いを令和2年4月1日から開始することとしました。

弊金庫の営業区域は香川県内全エリアであり、後見制度支援預金に取り組むことにより、近年社会問題化している後見人による不正な預金の引き出し等の防止が広域的に図られることが期待できます。

記

「後見制度支援預金」の商品概要

1. 利用対象者

家庭裁判所が「後見制度支援預金」の新規契約に係る「指示書」を交付した方
※成年後見、未成年後見、何れもお取扱いします。

2. 取扱商品

普通預金のみとし、キャッシュカードは発行しません。

3. 取扱開始日

令和2年4月1日（水）

●後見制度支援預金とは

後見制度による支援を受けている方の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人ご自身で管理をし、残りの通常使用しない金銭は、「後見制度支援預金」として家庭裁判所の「指示書」に基づき別口座として管理をする預金商品です。

●後見制度支援預金のメリットについて

日常的に使わない金銭を別口座で管理し、家庭裁判所の「指示書」に基づいて入金・出金が行われることから、被後見人の財産を安全かつ適切に保護・管理することができます。

＝お問合せ先＝

業務推進部

電話 087-836-3021